

# 合併重点支援地域等における県の支援方針

平成17年3月24日決定  
青森県市町村合併推進本部

県は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号、以下「合併特例法」という。）の期限である平成17年3月までに市町村合併の推進について十分な成果が挙げられるよう、県が指定する合併重点支援地域等において、以下のとおり市町村合併支援策を講じる。

また、合併特例法の一部改正に伴う経過措置の適用対象となる市町村に対しても、同様の市町村合併支援策を講じる。

## 1 対象地域

- (1) 県が合併重点支援地域に指定した市町村
- (2) 平成17年3月末までに合併した市町村
- (3) 平成17年3月末までに知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併した市町村

## 2 支援策の区分

### (1) 行政支援策

次の行政分野について支援策を実施することとし、必要に応じて追加する。

情報通信

道路・基盤整備

都市・地域整備

農林水産業

文教行政

環境

健康福祉

商工観光

消防防災

交通政策

地域振興

### (2) 財政支援策

合併前後において必要となる市町村の財政需要について、財政支援を行う。

(3) 人的支援策

合併前後における市町村の行政運営について、人的支援を行う。

(4) その他の支援策

以上に掲げるほか、合併に向けた協議の促進、新市町村の行財政運営の円滑化等を図るために、各種施策を講じていくに当たって配慮する。

3 市町村合併支援策

(1) 情報通信の整備

合併関係市町村の行政事務の共有化、効率化のための情報通信システム構築を促進し、新市町村の速やかな一体化・行財政運営の円滑化に資するため、必要となる調査研究について、企画立案、技術的な助言・提案・情報提供を行うなど、重点的に支援する。

(2) 道路・基盤整備

新市町村の行政サービスの向上や効率化に資するため、合併関係市町村の中心部間を連絡する道路や、合併関係市町村内の公共施設等の共同利用に資する道路及び合併重点支援地域に位置する港湾の整備について、重点的に支援を行う。

新市町村の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設を保全するために必要な河川、砂防等の整備について、優先的に支援する。

(3) 都市・地域整備

新市町村の地域の特性を活かした個性ある豊かなまちづくりに資するため、都市計画に関する専門知識の普及及び情報提供について、重点的に支援する。

新市町村の地域の特性に適合した魅力ある居住環境の形成に資するため、住宅供給に係る関連公共施設等の整備等について、優先的・重点的に支援する。

合併関係市町村における公営住宅等住環境の整備に関する専門知識の普及及び情報提供について、重点的に支援する。

(4) 農林水産業の基盤整備

農山漁村の生産・生活基盤を広域的に整備することによって、新市町村の地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興に資するため、関係補助事業を優先的・重点的に実施する。

(5) 教育・学習環境の整備

新市町村における教育・学習環境の整備に資するため、合併に伴う文教施設等の整備計画策定・有効活用等や、合併に伴い市町村が行う文化・スポーツ振興事業の企画立案等について、助言・情報提供を行うなど重点的に支援する。

(6) 一般廃棄物処理対策の推進

合併関係市町村の一般廃棄物処理体制の広域化を推進することにより、新市町村におけるゴミの減量化・資源化を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理対策の円滑な推進について、国と協力して重点的に支援を行う。

(7) 健康福祉の充実

新市町村の地域住民が、生涯にわたって健康に暮らせる社会を構築するため、合併関係市町村の広域的、先駆的または創造的な保健・医療・福祉の取組みについて、支援する。

新市町村の水道事業の統合を推進するため、合併関係市町村が行う水道事業の統廃合に関する取組みについて、重点的に支援する。

(8) 商工観光の振興

中心市街地の商業等の活性化、企業の産業技術の高度化や企業の新分野への進出の促進による産業集積の活性化、滞在型観光の促進等を図ることによって、新市町村の地域特性を活かした活力ある商工観光の振興に資するため、助言・情報提供・関係補助事業などについて支援する。

(9) 消防防災

市町村合併による消防の広域再編の推進に資するため、広域再編のために必要な消防施設の整備について、優先的・重点的に支援する。

(10) 交通政策

交通不便地域の解消、利用者の利便性・快適性向上のため、生活交通路線の維持に配慮する。

(11) 地域振興

合併関係市町村における地域の活性化及び魅力ある地域づくり等に資するため、専門知識の普及及び情報提供など、優先的に支援する。

(12) 財政措置

合併に伴う臨時的な財政需要に係る合併市町村の負担を軽減し、合併後のまちづくり等を支援するため、合併市町村に対して県単独の交付金を交付する。

(13) 人的支援

法定の合併協議会や新市町村の事務処理の円滑な運営に資するため、市町村からの要請により、必要に応じて県職員を派遣する。

(14) その他

新市町村の行財政運営の健全性を確保するための取組み

新市町村への権限移譲の推進

都市計画区域、各種圏域、計画等の見直し検討

4 今後の取組

各部局は、市町村合併支援策の着実な実施に努めるとともに、その拡充に向けて検討を行う。

5 フォローアップ

推進本部は、市町村合併支援策のフォローアップを行う。各部局は、市町村合併支援策の実施状況について、推進本部に対して報告を行う。